

高齢者日常生活用具購入費助成事業について

■助成内容■

ひとり暮らしなどの高齢者世帯に日常生活用具の購入費用を助成します。

■対象者■

概ね65歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の世帯

※電磁調理器については、概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の世帯となります。

■購入費助成種目■

電磁調理器 火災警報器 自動消火器

■助成基準額■

以下の表のとおりです。

品目	助成基準額
電磁調理器	41,000円
火災警報器	15,500円
自動消火器	28,700円

※ この額を超えた分は、非課税であっても自己負担となります。

※ 設置に必要な工事費・運搬費も含まれます。

■負担額■

前年所得税課税状況によって負担額が発生します。

世帯の階層区分	負担額
生活保護世帯(単給世帯を含む)	0円
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円

問合わせ先

新発田市中央町3-3-3 直通電話 28-9200

新発田市役所 高齢福祉課 高齢福祉係